

報道関係 各位

田辺市商工振興課  
課長 丸山 勝司

### 田辺市地域活性化商品券の使用有効期限について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

本市では、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う、経済活動の抑制により落ち込んでいる地域内の消費喚起を図り、地域経済の活性化に繋げるための田辺市地域活性化商品券事業、新型コロナウイルス感染症の影響下にある市民生活を応援するための市民生活応援商品券事業及び観光需要喚起及び地域経済の活性化を図る観光キャンペーン事業（じもたびキャンペーン第2弾 地域活性化商品券配布事業）を実施しています。

このような中、各事業における地域活性化商品券の使用有効期限が2月28日（日）までとなりますので、報道方よろしく申し上げます。

#### ■連絡先

商工振興課商工労政係

担 当 竹森、大西

電話番号 26-9970（内線 2918）

## 田辺市地域活性化商品券の使用有効期限について

田辺市地域活性化商品券の利用について、令和2年8月17日（月）より開始しましたが、使用有効期限については、令和3年2月28日（日）までとなります。

### ■事業の趣旨

#### （1）地域活性化商品券事業

本市に所在する地域振興に貢献する商店等において共通して使用できる地域活性化商品券を発行することにより、この度の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済活動の抑制により、落ち込んでいる地域内の消費拡大、地域経済の活性化に資することを目的として実施する。

#### （2）市民生活応援商品券事業

市民を対象に地域活性化商品券を配布することにより、新型コロナウイルス感染症の影響下にある市民生活を応援することを目的として実施する。

#### （3）観光キャンペーン事業（じもたびキャンペーン第2弾 地域活性化商品券配布事業）

新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ市内観光需要に対し、田辺市在住者を対象に市内宿泊施設利用料の一部を市内商店等において共通して使用できる地域活性化商品券で還元することにより、観光需要喚起及び地域経済の活性化を図ることを目的として実施する。

### ■田辺市地域活性化商品券の利用期間等について

- ◇利用開始日 令和2年8月17日（月）
- ◇利用期間 令和3年2月28日（日）まで
- ◇取扱店 776店舗（令和3年1月15日時点）
- ◇お問い合わせ 田辺市商店街振興組合連合会  
田辺市湊9番10号  
**☎0739（22）2960**  
10時から16時（土日祝を除く）